

# 令和元年度社会福祉法人さくら園事業報告

## 1 総論

令和元年度は、年度末に、社会福祉法人に求められる4課題（事業運営の透明性向上、経営組織のガバナンス強化、財務規律強化及び地域における公益的取組み）について、さくら園の現状を把握するため、全国社会福祉法人経営者協議会の自己診断指標WEB経営診断を実施した。全体の達成度は73.8パーセントであった。

利用者支援については、《見直し検討委員会》を設置して施設巡視を行い、改善を協議・検討した結果、適正的確な運営支援計画をまとめることができた。

一方で、年明けに、支援者として反省を求められる状況が生じた。手をつなぐ育成会のアンケート結果に、《さくら園》と限定されていないものの、「施設に対して言いたいことが言えない」「利用者の行動面の改善を親に求めている」「挨拶を交わせない職員がいる」など、多くの厳しい指摘があった。障がい福祉の専門職として申し開きのできない評価であった。この指摘を真摯に受け止め、全職員が強い意志で改善に努めることとした。

施設利用の契約に関しては、顧問弁護士の指導により、支援内容を明確かつ漏れのない契約書にするように、記載内容を修正した。

虐待や事故を防止するためには、職員の心身の安定、職場環境の改善が不可欠である。このため、《安全衛生委員会》を設置し、施設・設備の不安全な状態を是正するとともに不安全な行動を排除するよう職員に周知・指示した。

グループホームは、障がい者が地域で自立した生活を送るための礎の一つである。元年度は、五智6丁目の居多さくら工房に隣接して、さくらホーム居多を新築した。さくら園では8か所目、直江津地区3か所目のホームであり、入居者5人に加えてショートステイ1室を整備した。

## 2 実施事業の概要

### (1) 工房

自己診断指標WEB経営診断の全体の達成度は73.8パーセントであった。分野別14分類183の項目をチェックした結果、可とする項目138、不可とする項目48であった。

組織統治と健全な財務規律の確立はほぼ問題なかったが、地域における公益的な取組み及び情報の発信に問題があり、人材育成については可とする数値が21パーセントという低さで、大きな課題を抱えていることが窺えた。早速、全所長が実態を認識したうえで、次長会議を中心に改善に向けた取組みを進めている。

5工房全体の利用者は、南さくら工房の放課後等デイサービスを含めて235人で、前年度とほぼ同じであり、年間の利用率は96.3%であった。

就労訓練実施のさくら工房、つばき工房及び北さくら工房は、それぞれ実践的な就労・生活スキルの向上により、3工房で6人の利用者が病院などに就職した。

生活介護事業を実施する2工房のうち南さくら工房は、真柄福祉財団の助成を受け、重度障がいや発達障がいの利用者に対して、新たな活動・支援に資するスヌーズレンを導入した。照明効果を利用した機器だが、保護者会からも評価されたところであり、さくら園の新メニューとして位置づけていく。

5工房の目標に対するそれぞれの達成度については、概ね評価できる状況であった。

さくら工房の目標は、温室を利用して花卉以外の作物を生産すること及び防犯対策・施設の地域開放であった。花卉以外の生産については、農福連携により8団体等から委託された、かりもり苗生産、キャベツ苗生産、もみ殻袋詰め作業、ブドウ園剪定枝片付け作業等を行った。また新規開設の謙信公武道館花壇にビオラ300株を植栽した。施設の地域開放については、デンドロビウム販売会に休憩コーナーを設けて利用者が接客したこと、町内のクリーン作戦に参加したこと及び温室を盆栽団体に提供するなど、目標を達成した。

つばき工房は、1人以上の一般就労達成と衣類洗濯業務受託を目標とした。就職については職場実習を積極的に実施した結果、2人がスーパーマーケットほかに就職した。新たな洗濯業務は、リネンサプライ企業から受託する作業で、高齢者等施設入所者の私物衣類を洗濯・乾燥するものだが、作業室の改修及び設備設置に洗濯業務発注会社の協力を得る必要があったこと等から、稼働は年度末にずれ込んだ。

北さくら工房は、海岸街路のゴミ拾い等環境整備を通じた地域貢献活動と、最低1人の一般就労実現を目標に掲げた。直江津海岸の掃除は利用者の環境意識向上につながったうえに地域から感謝された。一般就労は実践的な施設外就労により就労スキルを高めて福祉医療関係に2人、食品加工工場に1人が就職した。

南さくら工房は、利用者の意思決定を支援すること、定期的に介護技術研修実施、季節や成長を実感できる活動メニュー実施の3項目を目標にした。意思決定支援については、行事の際の食事選択及び作業や活動時の意思確認をとおして、職員の支援意識が定着した。介護技術研修について、入浴後のストレッチャーからベッドへの移乗技術習得は、利用者の安心と職員の身体的負担の軽減に繋がった。

放課後等デイの目標の活動メニュー実施は、創作活動において利用者が選択しやすいように、色・形・大きさを変えて提示することにより、その表情や目線を汲み取ることが出来た。

居多さくら工房は、利用者特性的確な把握と全職員による支援内容の適否検討を目標にした。1点目については、支援会議及びパート職員会議の検証に基づき、利用者の事務室無断入室の抑制、集団活動へのスムーズな参加など支援力を向上させた。2点目は、専門研修を受講し、強度行動障がい利用者の一日の活動支援方法及び服薬やトイレ使用など、一人ひとりの特性にあった支援手順書を作成する技能を修得した。

就労定着支援事業は平成30年度に新設された事業で、工房を利用していた人が就職した場合、就職後もその工房職員が1カ月に1回以上、企業を訪問して相談、助言等を支援するものである。

令和元年度はさくら工房で3人（年間延37人）、北さくら工房で2人（年間延べ14人）を支援、就労者の不安軽減や企業従業員の障がい者雇用の理解につながった。

\* 各工房のR元年度末実施事業と利用数、年間利用率及び職員数は次のとおり。

工 房 職員数	実施事業	定 員	利用契約	利用率
さくら工房 常勤 7 パート 8	就労移行	5 人	5 人	98.1%
	就労継続 B	25	29	94.6
	生活訓練	8	9	91.8
	計	<b>38</b>	<b>44</b>	<b>94.0</b>
		延利用者数	<b>9,643 人</b>	
つばき工房 常勤 6 パート 6	就労移行	4 人	6 人	117.1%
	就労継続 B	23	29	96.2
	生活訓練	6	7	98.2
	計	<b>33</b>	<b>42</b>	<b>95.6</b>
		延利用者数	<b>8,789 人</b>	
北さくら工房 常勤 9 パート 9	就労移行	4 人	6 人	96.1%
	就労継続 B	25	28	95.1
	生活訓練	8	6	78.5
	計	<b>37</b>	<b>40</b>	<b>92.9</b>
		延利用者数	<b>9,158 人</b>	
南さくら工房 常勤 19 パート 16	生活介護	35 人	54 人	104.7%
	放課後等デイ	5	16	82.0
	計	<b>40</b>	<b>70</b>	<b>101.9</b>
			延利用者数	<b>11,007 人</b>
居多さくら工房 常勤 10 パート 7	就労継続 B	5 人	4 人	53.9 %
	生活介護	23	35	103.3
	計	<b>28</b>	<b>39</b>	<b>94.5</b>
			延利用者数	<b>7,143 人</b>
<b>合 計</b>		<b>176 人</b>	<b>235 人</b>	<b>*96.3%</b>
常勤	51 人			
パート	46 人			

(\*5 工房年間延利用者数 45,740 人 ÷ 270 日 ÷ 総定員 176 人)

## (2) グループホーム及びショートステイ

グループホームは7ホームで48人を支援、このうち就労は12人（うち工房併用利用4人）、工房利用は38人（うち就労4人）、ホーム在宅は2人であった。入居者の最年少は21歳、最年長は74歳で平均年齢は52.3歳である。

さくらホーム陽とさくらホーム直のショートステイは、延人数346人で前年度比30人増、延日数は前年度比129日増の743日を稼働した。1泊を2日にカウントするため、暦

の日数を上回る。

7ヶ所のさくらホームは、総務を所管する者が所長以下5人、入居者の食事その他を担う世話人が各ホーム2人で14人、毎日の宿直と休日の日直を務めてくれるボランティアが19人で、合わせて38人が担当した。

* グループホーム	定員	入居数
さくらホームさくらの家	11人	11人
さくらホームつばきの家	10	10
さくらホーム五智	6	6
さくらホーム寺町	5	5
さくらホーム朋	6	6
さくらホーム陽	5	5
さくらホーム直	5	5
計	48	48

**\* さくらホーム併設ショートステイ 2室**

ショートステイは寺町地区に1室、塩屋新田地区に1室。

(3) 障がい者支援室

ア 障害者就業・生活支援センターさくら

主任職場定着支援ワーカーと精神障がい者支援ワーカーを含む労働局事業、新潟県障害福祉課事業、上越市福祉課事業及びテクノスクール事業を受託した。

所長以下9人体制で雇用企業の開拓をはじめ、就職者の職場定着、就業のための訓練や日常生活について総合的に相談を受け支援した。

\* 業務実績

- ・相談件数 4,956件（累計81,617件）
- ・新規登録者数 120人（現員1,201人）
- ・新規一般就労者数 102人（現員764人）
- ・事業所相談・協議件数 1,219件（累計20,735件）
- ・職場適応援助件数 56件（前年度49件）

\* 障害者雇用率（常用労働者50人以上の事業所に2.2%の雇用義務）

R元.6.1 現在	上越管内	2.24%	新潟県内	2.12%	全国	2.11%
30.6.1 現在	上越管内	2.16%	新潟県内	2.06%	全国	2.05%

イ 相談センターさくら

市内には全部で15か所の相談機関がある。相談センターさくらは、相談専門機関として、所長及び相談員2人が、訓練施設利用者のサービス等利用計画の作成及びモニタリ

ング（定期的相談）を行った。また新規利用者の各種相談に応じ、サービスの選択についての相談業務を行った。

＊ 業務実績：（ ）は 30 年度

○ サービス利用計画案作成

・障がい者 205 件（200 件） ・障がい児 31 件（32 件）  
・相談 2,040 件（1,892 件）

○ モニタリング

・障がい者 278 件（207 件） ・障がい児 60 件（57 件）

#### （4）就労支援

令和元年度に就職したさくら園全体の利用者は 6 人であり前年度と同数である。さくら工房 1 人（特別支援学校）、つばき工房 2 人（スーパーマーケットほか）及び北さくら工房 3 人（病院、製造工場ほか）で、昭和 63 年度以降の累計は 84 人である。

また、職場実習は実務訓練として重要な要素であるため、工房がそれぞれのツールにより、例年どおり、スーパーマーケット等のバックヤードや食品販売業務、介護施設等の清掃業務及び農業生産法人の農作業を実習した。

#### （5）放課後等デイサービス事業における医療的ケア

個々の課題に見合った生活支援及び発達支援を行い、発達支援では集団遊びやミュージックケアを取り入れた。

人工呼吸器が必要な児童の受入れについては、平成 30 年 11 月上越市に対して、「上越地域医療センター病院改築の際にショートステイと放課後等デイサービス事業を併設してほしい」旨を、上越福祉会、上越市肢体不自由児者父母の会と 3 者連名で要請した。これについて、平成 31 年 4 月に、関係機関及び関係者と協議する旨の回答があった。

#### （6）虐待防止

施設における虐待には、職員の能力又は技術の不足が引き起こす事例がある。このため、職員一人ひとりが絶対に虐待行為をしないという強い意識を持つことと、研鑽により支援力を向上させるとともに、安全衛生委員会が施設を巡回し、ストレス低減につながるように職場環境の改善に努めた。

#### （7）施設整備等

さくら工房は車椅子利用者が使用しやすいように、車椅子仕様のトイレを新設 2,830 千円。つばき工房は新たに受託した衣類洗濯作業のために、施設改修 2,160 千円、洗濯機及び乾燥機導入 6,875 千円。北さくら工房は作業室の過密状態を解消するため、西側に作業室を 45 m<sup>2</sup>増築、一部空缶作業場を取壊し新たにカーポートを新設した工事費をあわせて 14,115 千円。南さくら工房は、パート職員休憩室と物置に使用していた玄関脇の仮設プレハブ 37 m<sup>2</sup>を本体東側に移設増築した。内装外装を施し支援室（スノーブレンルーム）とパ

ート職員休憩室に区分、移設費及び屋根工事を含めて 9,288 千円で整備。

その他非常時の照明設備更新、車両のタイヤ交換、グループホームや工房作業室のエアコン更新、給湯設備修繕等、各施設はいずれも必要に応じて対処し、作業環境、職場環境の適正化維持及び安全確保に努めた。

#### (8) 安全安心な施設運営

安全衛生委員会による施設設備の巡視点検、及び日常の主任による施設設備の巡視点検により不安全な状態の改善は進んだが、不安全な行動による事故が 3 件あった。

南さくら工房で、放課後等デイ利用者に対する入浴サービスに際して、ボディソープと間違えてバスクリナーを使った。直ちに皮膚科に通院、幸い症状はなく大きな事故にはならなかったが、馴れによる緊張感の欠如とマニュアル不履行が招いたものである。容器に中身を明示するとともに保管場所を区別して収納することにした。

つばき工房で、昼食時、利用者が冷蔵庫から自席へ移動中に、他利用者の車椅子に躓き転倒した。動線を変更し移動距離を短縮した。

北さくら工房で、当日の送迎確認を怠ったため利用者を乗せ忘れた。再発防止のため、担当職員と運転員の確認及び運転員の乗車時確認を徹底することとした。

不安全な状態と不安全な行動を除去するため、パート職員を含めて職員全員が、常に緊張感を持ち、ヒヤリハットを意識することを確認した。

施設における健康管理については、インフルエンザ対策として、希望する利用者及び全職員に対して予防接種を公費負担で実施するとともに、11月下旬からマスク着用や手洗い・うがいの励行等、法人全体で感染予防に努めた。新型コロナウイルス感染対策については、インフルエンザ対策に加え、検温、手指のアルコール消毒、施設内の消毒、不要不急の外出、首都圏等との往来の自粛等を実施したところである。その結果、現時点で感染者は発生していない。

#### (9) 送迎

リフト付マイクロバス 1 台、マイクロバス 1 台、15 人乗 1 台及び 8 人乗 3 台で、方面ごとに 99 人を送迎した。この他、つばき工房、南さくら工房及び居多さくら工房では、重度障がい利用者を中心に個別に送迎した。また、車椅子で乗車する場合にヘッドレストとシートベルト補助具を整備して安全対策を施した。

#### (10) 職員研修

平成 30 年度は、利用者・保護者と互いに信頼し、将来に亘り不必要なトラブルを生じさせないため、全職員を対象に、顧問弁護士によるリスクマネジメント研修会を実施した。

令和元年度は、再度外岡弁護士を迎え、全施設 96 人が「福祉職員が知っておきたい法律知識」をテーマに、“人格”と“尊厳”をキーワードとして、障害者差別解消法、憲法の幸福追求権、障害者虐待防止法、個人情報保護法を学んだ。また、上越市健康づくり推進課保健師の協力を得て、安全衛生委員会主催の健康講座を開催した。ほぼ全職員が、健康診

断の結果に対して、日常生活をどのように改善すればよいのか等の指導を受けた。

そのほか、臨時職員、パート職員を問わず、福祉施設に求められるハラスメント防止、新採用職員他施設派遣研修など、関係機関主催の専門研修や分野研修を積極的に受講するとともに、医療・健康・福祉市民フォーラムなどの勉強会に参加して技術能力の向上に努めた。

#### (11) 苦情解決

施設ごとに苦情解決責任者、受付者及び第三者委員の名簿を掲示し、利用者及び保護者等に周知公表している。

令和元年度は施設における支援、運営に関する苦情申立てはなかったが、名前を名乗らない市民から1件、障がい者のマナーについて通報があった。「市内バス停付近で施設の送迎車を待っている障がい者が、たばこをポイ捨てした。自分はその場で注意した。マナーが悪い、喫煙するなら携帯灰皿を所持しろ。」という内容であったが、詳細を聴く間もなく電話を切られた。

さくら園の送迎車両はそのコースを通らないため、その人がさくら園の利用者とはいえないが、一般的な注意事項として、喫煙者がいる工房に限って、喫煙マナー順守を要請した。苦情に至る前に支援内容を改善・向上できるように、日頃から、利用者・保護者及び関係者の意見を聴いていく。

#### (12) 福祉避難所

福祉避難所は、上越市が災害時における高齢者や障がい者の避難先として、一般市民とは別の施設を用意したものであるが、約100施設が受入協定を締結している。

さくら園は、さくら工房、さくらの家、北さくら工房、南さくら工房、居多さくら工房、さくらホーム陽の、合わせて6施設を提供している。

令和元年度は、災害避難はなかった。避難者が過ごす部屋の確保が困難なつばきの家とさくらホーム朋は契約を解除、浸水の恐れのあるさくら工房及び北さくら工房は水害時の避難所から除外した。つばきの家入居者は、関川増水の都度、南さくら工房に避難してきたが、南さくら工房が福祉避難所のため別の避難先を求める必要があった。未だ適当な場所がないため、引き続き確保に努める。

#### (13) 公益的取組み

さくら園は、①福祉避難所設置、②県経営者協議会の生活困窮者に対する生活・就労訓練事業（にいがたセーフティネット事業）、③法人所有の車両ほか備品の無償貸出、④市内の障がい者施設が合同で実施する「ふくしのひろば」の4項目に取り組んでいる。

令和元年度は、にいがたセーフティネット事業の受入れはなかったため、3項目を実施した。また、上越市は令和2年度から各地の老人クラブに対する花苗無償提供を廃止したが、さくら園がこの業務を引き継ぐことが必要か否か、引き継ぐ場合の内容をどうするかを検討している。

### 3 授産事業

#### (1) 授産事業収入

行政や企業からの受託作業として、贈答品包装、買物カゴ洗浄、市有地等草刈、公共施設・アパート等の廊下掃除、空き缶分別、文書封入、茸栽培容器整理、茶の袋詰め及び上越市ごみ袋の梱包など、多岐にわたって実施した。

また、自主作業として、紙工、手縫い雑巾、名刺・はがき印刷、鉢花・花苗、タオル・トレーナー等ありがとうブランド、ケーキ・クッキー等の菓子製造販売のほか、レンタルおしぼり、私物衣類洗濯乾化作業を行った。

収入は、つばき工房 13,022 千円で約 400 千円増額したほかは、4 工房は全て減額。さくら工房 852 千円減の 12,677 千円、北さくら工房は 546 千円減の 7,757 千円、南さくら工房は約 2,969 千円減の 2,116 千円、居多さくら工房は約 879 千円減の 2,148 千円であり、5 工房全体で差引約 3,000 千円減額となった。

南さくら工房の減額理由は、就労継続 B 事業廃止に伴う空缶作業量の減と空缶単価の低下によるものであり、居多さくら工房の減額は空缶の単価の低下によるものである。

#### (2) 支払工賃

工賃は授産収入から水道光熱費や仕入費用等諸経費を差し引いた残額を仕事量に応じて配分しているが、原資は 5 工房合わせて 23,915 千円で前年度 (25,939 千円) を約 2,000 千円下回った。

5 工房全体の 1 人 1 か月平均工賃 11,010 円は、前年度 (11,620 円) に比べてマイナス 5.2%、610 円の減額となった。

各工房の平均工賃は、さくら工房 20,304 円 (前年度 19,675 円) は対象人数の減少による微増、つばき工房 16,647 円 (前年度 15,836 円) は収入増額に伴う微増、北さくら工房は 12,119 円 (前年度 12,470 円)、南さくら工房は 2,387 円で前年度 4,319 円に比べてほぼ半減したが、理由は生活介護事業への移行に伴う作業量の大幅減である。居多さくら工房 4,826 円 (前年度 6,946 円) は空缶単価の低下が影響した。

さくら園は、利用者の就労促進と重度障がい者受入れを支援の柱にしている。さくら工房、つばき工房及び北さくら工房は、就労系の訓練主体の工房であり、南さくら工房と居多さくら工房は生活介護主体の工房である。生活介護主体の 2 工房の工賃は 30 年度以降大きく減額しているが、これは支援内容により授産事業への取組みが拡大と縮小に分化していることの現れである。実施事業と作業工賃が関係していることについて、利用者・保護者から十分理解してもらえるように、しっかりと説明していく。